

記者会見資料

令和6年8月30日（金）

午前11時 特別会議室

【開会】

令和6年第3回天理市議会定例会を9月2日に招集する。

会期は、9月2日から9月20日までの19日間。

【日程】

別添のとおり

【提出案件】

○ 議案 13件

- ・ 補正予算 2件
- ・ 条例の改廃等 4件
- ・ その他 7件

○ 承認案 1件

- ・ 専決処分の承認

○ 認定案 7件

- ・ 令和5年度決算認定 7件

○ 報告 2件

- ・ 出資法人の経営状況
- ・ 決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率

令和6年8月8日

関係者 各位

総務部長

令和6年第3回天理市議会定例会の日程及び開会時刻について（通知）

本会議及び各委員会の開会時刻について、下記のとおり議会事務局から連絡がありましたので通知します。

記

8月26日(月)	招集告示日	9時30分	10時	13時	13時30分
		議運協議会	議運	全体協議会	各常任委員会 議案説明会
9月2日(月)	招集	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議運	全体協議会	本会議
9月4日(水)	再開	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議運	全体協議会	本会議
5日(木)	文教厚生委員会	13時			
		決算特別委員会議案説明会			
6日(金)	経済産業委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
9日(月)	総務財政委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
10日(火)	決算特別委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
11日(水)	決算特別委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
13日(金)	再開・一般質問	9時	9時30分	10時	
		議運	全体協議会		本会議
17日(火)	再開・一般質問	※必要に応じて、議運、全 体協議会を開催する			10時
					本会議
19日(木)	再開	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議運	全体協議会	本会議

会期は、9月20日(金)までの19日間

- ※ 本会議等は、「夏のエコスタイル・キャンペーン」期間中であることから、ノ
ー上着とノーネクタイで出席していただきますようお願いします。
- ※ 議案説明会の開催場所について、文教厚生委員会は7階特別会議室、経済産業委
員会は6階委員会室、総務財政委員会は6階協議会室、決算特別委員会は6階委
員会室で開催します。
- ※ 一般質問通告の締切りは、8月29日(木)の正午まで（質問に対する市所管部説明
は9月4日(水)の17時まで）です。

令和6年第3回天理市議会定例会提出案件

◎ 予算案

議案第52号 令和6年度天理市一般会計補正予算（第6号）

議案第53号 令和6年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎ 条例案

議案第54号 職員の分限に関する条例の一部改正について

議案第55号 天理市立こども園条例の一部改正について

議案第56号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第57号 天理市国民健康保険条例の一部改正について

◎ その他案

議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

議案第59号 （仮称）天理市清掃管理事務所等建設工事請負契約の議決事項の一部変更について

議案第60号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第61号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

議案第62号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

議案第63号 奈良広域水質検査センター組合の解散について

議案第64号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

◎ 承認案

承認案第4号 専決処分の承認を求めるについて

専決第8号 令和4年度天理市一般会計補正予算（第5号）

◎ 認定案

認定案第1号 令和5年度天理市一般会計決算認定について

認定案第2号 令和5年度天理市国民健康保険特別会計決算認定について

認定案第3号 令和5年度天理市介護保険特別会計決算認定について

認定案第4号 令和5年度天理市後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定案第5号 令和5年度天理市土地区画整理事業特別会計決算認定について

認定案第6号 令和5年度天理市水道事業会計決算認定について

認定案第7号 令和5年度天理市下水道事業会計決算認定について

◎ 報 告

報告第5号 出資法人の経営状況の報告について

報告第6号 令和5年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

補 正 予 算 案 の 内 容

議案第52号

令和6年度天理市一般会計補正予算（第6号）について

（1）歳入歳出予算の補正

歳入歳出それぞれに**109,527千円**を追加し、歳入歳出の総額を
33,405,018千円とする。

（歳出の主な内容）

1 議会運営事業（11-12頁）	393千円
○市議会だより発行方法の見直し	
・画像編集ソフト使用料 70千円	
・備品購入費（パソコン、プリンター） 323千円	
2 財産区財産管理事業（11-12頁）（地元公共事業積立基金 10/10）	135千円
○地元公共事業に対する補助金	
・中町ゴミ置き場のゲージ設置	
3 助本金精算事業（11-12頁）（精算返納金 10/10）	148千円
○令和4年度農地中間管理機構集積協力金（経営転換協力金）県返還金	
4 定額減税に係る調整給付金給付事業（11-12頁）（国 10/10）	25,514千円
○定額減税調整給付金	
・当初賦課決定及び異動に伴う追加分（182人）	
5 低所得者支援給付金給付事業（11-12頁）（国 10/10）	60,000千円
○低所得者支援給付金（新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）	
・転入者等の追加分（100,000円×600世帯）	
6 障害者福祉事業（11-12頁）（国 1/2）	1,320千円
○障害者自立支援給付審査支払等に係るシステム改修費	
7 介護保険特別会計繰出金（13-14頁）（国 1/2、県 1/4）	41千円
○令和5年度低所得者介護保険料軽減負担金精算分の繰出	
8 精神障害者福祉事業（13-14頁）（県 1/2）	553千円
○精神障害者医療費事務処理手数料	
・福祉医療費助成制度 現物給付方式対象拡大に伴う国保連への手数料	

9 旧共同浴場利活用事業（13-14 頁）	71 千円
○旧御経野共同浴場利活用事業公募型プロポーザル審査委員報償費	
10 山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金事業（13-14 頁）	4,330 千円
○周辺地区環境整備事業補助金（周辺地区環境整備基金 10/10）	
・下仁興町公民館屋根改修工事	
11 里山の雑木等の資源化事業（13-16 頁）	5,671 千円
【自治体 SDGs モデル事業】（森林環境整備促進基金 10/10）	
○里山の雑木等の資源化事業構築委託料 2,700 千円	
○備品購入費（薪割り機、ホイルローダー、ウッドチッパー） 2,771 千円	
○地域通貨事業負担金（持込者へのイチカポイント付与） 200 千円	
・間伐材 軽トラ 40 台分×5,000 ポイント	
12 市単独治山事業（13-14 頁）（緊急自然災害防止対策事業債 100%充当）	8,000 千円
○市単独治山事業工事費	
・和爾町林地崩壊対策工事	
13 観光イベント支援事業（15-16 頁）（企業版ふるさと天理応援寄附金 10/10）	2,000 千円
○「やまのべ・大和三山クラシックカーフェス 2024」開催補助金	
14 住宅新築資金等貸付金回収管理事業（15-16 頁）	1,351 千円
○奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う事務の継承に係る経費	
・消耗品費（セキュリティソフト） 6 千円	
・口座振替手数料 14 千円	
・回収管理システムデータ移行等委託料 561 千円	
・備品購入費（パソコン等ハードウェア） 770 千円	

（歳入の主な内容）

1 市税（5-6 頁）	△201,705 千円
○定額減税による市民税減収額（現年課税分）	
※翌年度（4 月・5 月分）特徴額 32,836 千円を除く	
2 地方特例交付金（5-6 頁）	243,839 千円
○定額減税個人住民税減収補填特例交付金	

3 国庫支出金（5-6 頁）	86, 174 千円
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	85, 514 千円
・定額減税調整給付金・低所得者支援給付金分	
○地域生活支援事業費等補助金	660 千円
・障害者総合支援事業費補助金システム改修分	
4 県支出金（5-6 頁）	276 千円
○精神障害者医療費助成事業補助金	
5 財産収入（7-8 頁）	10, 937 千円
○土地売払収入（旧御経野共同浴場）	
6 寄附金（7-8 頁）	2, 000 千円
○企業版ふるさと天理応援寄附金	
7 基金繰入金（7-8 頁）	△97, 018 千円
○財政調整基金繰入金	△107, 154 千円
○地元公共事業積立基金繰入金	135 千円
○森林環境整備促進基金繰入金	5, 671 千円
○周辺地区環境整備基金繰入金	4, 330 千円
8 特別会計繰入金（9-10 頁）	56, 846 千円
○令和 5 年度事業費確定に伴う介護保険特別会計繰入金	
・介護給付費等負担金	47, 771 千円
・地域支援事業負担金	9, 075 千円
9 諸収入（9-10 頁）	178 千円
○補助金精算返納金（経営転換協力金返還金）	148 千円
○国庫（県）補助金等に係る過年度収入	30 千円
・低所得者介護保険料軽減負担金追加交付（国・県）	
10 市債（9-10 頁）	8, 000 千円
○治山事業債（緊急自然災害防止対策事業債）	
・和爾町地内治山事業	

(2) 債務負担行為の補正（3 頁、17-18 頁）

○名阪高架橋耐震補強工事に伴う駐車場占用物件撤去復旧負担金【26,952千円】

西日本高速道路㈱が施工する名阪高架橋耐震補強工事において、支障となる天理市占用物件の撤去復旧費用について、令和6年度中に協定を締結し、令和8年度に負担金を支出するため、債務負担行為を設定する。

○旧御経野共同浴場活用に伴う地域活性化補助金【6,000千円】

売却予定の旧御経野共同浴場を活用し、地域活性化事業を行う事業者に対して3カ年にわたり補助金を支出するため（R7年度3,000千円、R8年度2000千円、R9年度1,000千円）債務負担行為を設定する。

議案第 53 号

令和6年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれに**198,376千円**を追加し、歳入歳出の総額を**6,459,976千円**とする。

令和5年度介護給付費等及び地域支援事業費の確定に伴い、歳出では介護保険給付費準備基金への基金積立金等及び地域支援事業交付金の精算返納金の補正を行い、歳入については、介護給付費負担金の追加交付等、国・県の精算による追加交付の補正を行う。

条例案等の内容

◎ 条例案

議案第54号 職員の分限に関する条例の一部改正について

職員の人事評価や勤務実績に基づき、より適正な人事給与制度を構築する一環として、人事評価や勤務実績に基づく分限処分を可能とするため、所要の改正をしようとするもの

議案第55号 天理市立こども園条例の一部改正について

令和7年度に天理市立北保育所及び天理市立櫻本幼稚園をこども園化するため、所要の改正をしようとするもの

議案第56号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

児童扶養手当法施行令において、児童扶養手当の支給の制限に係る所得金額の引き上げ等に伴う条項の整理が行われたことから、当該条項を引用する本条例についても、所要の改正をしようとするもの

議案第57号 天理市国民健康保険条例の一部改正について

急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを変更するため及び令和6年12月2日から国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い本条例における当該被保険者証の返還に係る罰則の規定を削除するため、所要の改正をしようとするもの

◎ その他

議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

平成29年5月天理市川原城町249番地1先の市道139号線上で発生した車両接触による人身事故に関して、相手方の損害賠償請求権の消滅時効が成立したことを受け、本市と相手方との間で損害賠償額を9,390,000円で定めることについて、議会の議決を求めるもの

議案第59号 (仮称) 天理市清掃管理事務所等建設工事請負契約の議決事項の一部変更について

令和5年9月21日に議会の議決を得た(仮称)天理市清掃管理事務所等建設工事請負契約について、環境影響評価に基づく排水処理を行う装置の追加等を行う必要が生じたことから、契約金額を増額するために当該契約を変更しようとすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第60号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第61号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

奈良県広域水道企業団を設置するにあたり、関係地方公共団体と規約を定めることについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第62号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

奈良広域水質検査センター組合の解散に際して、事務の承継に関する特別の定めを設けるため本組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第63号 奈良広域水質検査センター組合の解散について

奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第64号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの

会計別決算総括表

各会計の形式収支、実質収支、単年度収支の状況は、次のとおりとなっております。

令和5年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	29,014,216,482	27,463,477,392	1,550,739,090	83,193,000	1,467,546,090	△ 199,857,253	0
国民健康保険特別会計	6,278,818,654	6,208,391,841	70,426,813	0	70,426,813	4,683,827	0
介護保険特別会計	6,310,603,306	6,144,035,770	166,567,536	0	166,567,536	△ 57,849,127	0
後期高齢者医療特別会計	947,386,879	945,618,924	1,767,955	0	1,767,955	△ 1,139,181	0
土地区画整理事業特別会計	100,472,819	98,940,241	1,532,578	0	1,532,578	△ 944,041	0
合 計	42,651,498,140	40,860,464,168	1,791,033,972	83,193,000	1,707,840,972	△ 255,105,775	0

※ (D) : 翌年度へ繰り越すべき財源=令和5年度の歳入のうち、翌年度へ繰越しして使用する財源

(F) : 単年度収支=令和5年度実質収支 - 令和4年度実質収支

(G) : 翌年度繰上充用金=歳入が歳出に不足するため、令和6年度の歳入を繰り上げて令和5年度の歳入に充てたもの

(参考) 令和4年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	29,428,096,749	27,696,321,406	1,731,775,343	64,372,000	1,667,403,343	△ 306,871,021	0
国民健康保険特別会計	6,460,644,290	6,394,901,304	65,742,986	0	65,742,986	△ 83,770,123	0
介護保険特別会計	6,199,340,461	5,974,923,798	224,416,663	0	224,416,663	31,492,358	0
後期高齢者医療特別会計	915,670,151	912,763,015	2,907,136	0	2,907,136	1,292,422	0
土地区画整理事業特別会計	106,858,968	104,382,349	2,476,619	0	2,476,619	△ 3,233,505	0
合 計	43,110,610,619	41,083,291,872	2,027,318,747	64,372,000	1,962,946,747	△ 361,089,869	0

令和5年度決算・財政健全化判断比率（4指標）の推移と増減理由

● 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
— (△ 12. 87%)	— (△ 11. 03%)	— (△ 9. 57%)

※R5 早期健全化基準 12.75%、財政再生基準 20.00%

【実質赤字なし】

● 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

○連結対象会計は、一般会計、区画特会、国保特会、介護特会、後期高齢特会、水道事業、下水道事業

令和3年度	令和4年度	令和5年度
— (△ 35. 77%)	— (△ 37. 73%)	— (△ 36. 99%)

※R5 早期健全化基準 17.75%、財政再生基準 30.00%

【連結実質赤字なし】

● 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの【3年平均の数値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10. 4%	10. 0%	9. 2%

※R5 早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%

【改善】一般会計等の元利償還金の減少及び公営企業（下水道事業）が発行した市債の償還に充てるための繰出金が減少したため。

● 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

令和3年度	令和4年度	令和5年度
50. 8%	32. 5%	24. 8%

※R5 早期健全化基準 350.0%

【改善】一般会計等の地方債現在高の減少及び公営企業に係る公債費繰出見込額の減少並びに一般会計等の歳計剩余金の基金積立等により基金残高が増加したため。